

第1章 茅ヶ崎市環境基本計画について

今日の環境問題は、ごみの増加、水質汚濁、ヒートアイランド現象*、自然の喪失といった身近な問題から、気候変動などの地球規模の問題に至るまで多岐にわたっています。また、人口減少・少子化・超高齢化などの社会的な変化からも影響を受け、農林業の担い手減少による耕作放棄地や手入れの行き届かない森林の増加、生物多様性*の低下なども懸念され、環境・経済・社会の課題や、新型コロナウイルス感染症*の発生などが相互に関係し、複雑化してきています。

このような環境問題の多くが私たちの生活に密接に関わっており、特に気候変動については、人類の存続をも脅かす局面に立たされています。私たちは、日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、かけがえのない環境を未来の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、平成 8（1996）年 9 月に環境の保全及び創造に関する理念を示した「茅ヶ崎市環境基本条例（以下「条例」といいます。）」を制定しました。平成 10（1998）年 3 月には、条例の理念を具体化した「茅ヶ崎市環境基本計画*」を策定、平成 23（2011）年 3 月には、世界情勢や国の動向等、外部環境の変化に対応するため、自然環境や生物多様性の保全、資源循環型社会*や低炭素社会*の構築を軸とした「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）（以下「前計画」といいます。）」を策定しました。

また、平成 25（2013）年 3 月には、「地球温暖化*対策の推進に関する法律*」に定める地方公共団体実行計画として、温室効果ガス*の排出量削減等を行うための施策を網羅的かつ体系的に整備した「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」を策定、推進してきました。

前計画の計画期間が令和 2（2020）年度で満了することに加え、東日本大震災以降の社会環境の変化や人口減少・少子化・超高齢化社会への移行、生物多様性の保全、「持続可能な開発目標（SDGs）」*や COP*21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）におけるパリ協定*の発効、気候変動への適応など、国内外の社会状況の変化に対応するために、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」を包含した令和 3（2021）年度を始期とする「茅ヶ崎市環境基本計画（以下「本計画」といいます。）」を新たに策定しました。本計画の推進にあたっては、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を考慮し、生活・社会・経済及び自然環境等をめぐる様々な課題の解決に資するよう、環境の保全等に関するさらなる取り組みを推進していきます。

※ 平成 27（2015）年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）のこと。令和 12（2030）年までに「誰一人取り残さない」社会を実現することを目指し、相互に密接した 17 のゴールと 169 のターゲットを掲げています。

茅ヶ崎市環境基本条例第3条（基本理念）

- 1 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代のすべての人々が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、自然と人との豊かなふれあいの実現をめざして、自然環境が適正に保全されるよう行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を造るよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、その日常生活及び事業活動において推進されなければならない。



1-2 計画の目的と位置づけ

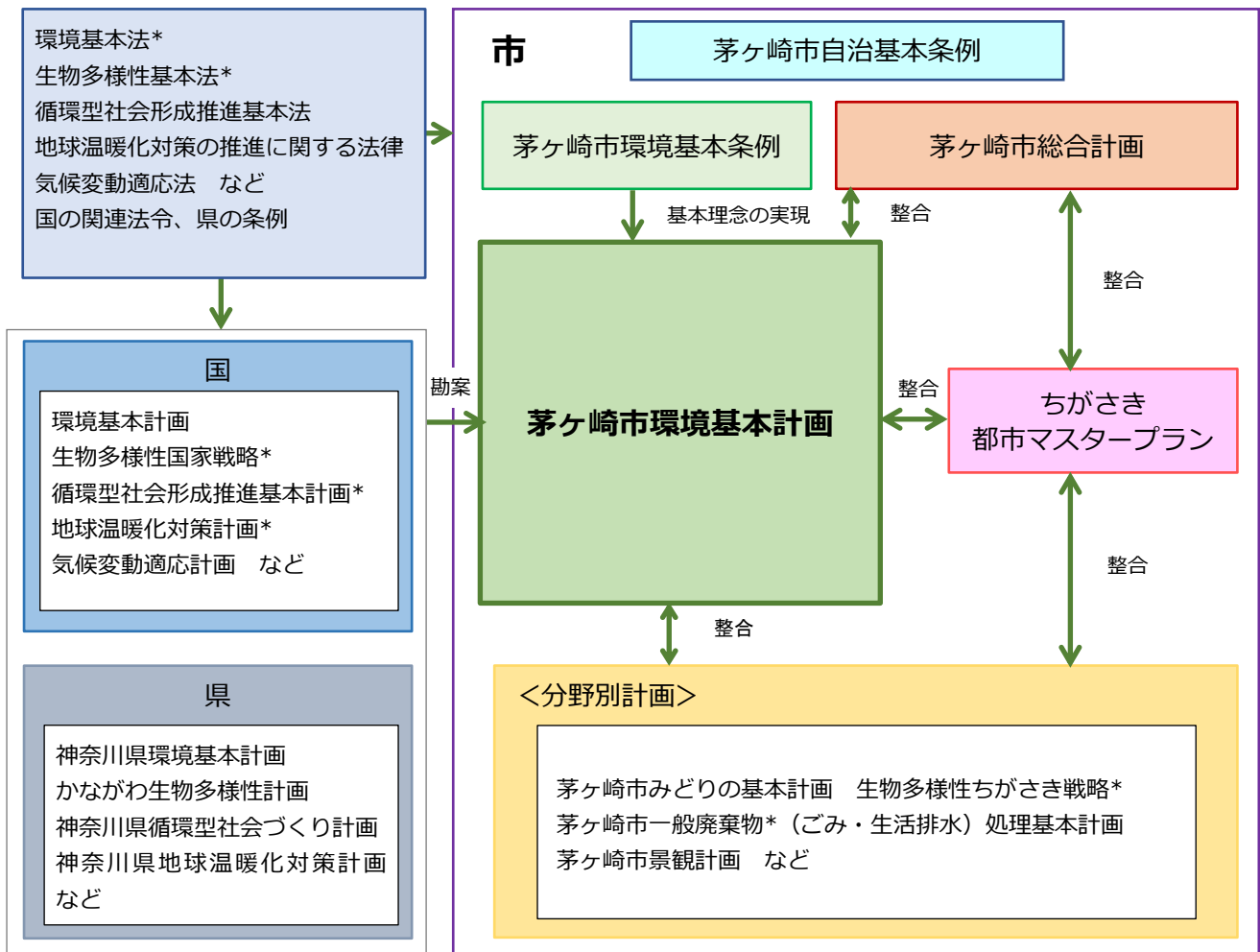
本計画は、条例の基本理念（第3条）の実現に向けて、環境の保全および創造に関する施策を示すとともに、市民、事業者、市のそれぞれが担うべき取り組みを明示するものであり、本市の環境施策を総合的体系的に定める計画です。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画であることから、気候変動適応法*第12条に基づく「地域気候変動適応計画」に相当する計画としても位置づけます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮し、「茅ヶ崎市総合計画*」や「ちがさき都市マスタープラン*」のほか各種分野別計画などと整合を図っています。

※「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条で策定が求められている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」については、本計画とは別に策定します。

茅ヶ崎市環境基本計画の位置づけ



1-3 計画の期間

本計画の期間は、30年程度の中長期的な展望を持ちながら、「茅ヶ崎市総合計画」の期間との整合を図るため、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とし、概ね5年を目途に中間見直しを行います。

計画の期間

評価項目	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
環境基本計画										
総合計画 (実施計画)	事業実施方針		前期 実施計画			後期 実施計画				

※ 「前期実施計画」は、令和3年度から7年度までを計画期間とする予定でしたが、令和3及び4年度については、新型コロナウイルス感染症による社会・経済等の影響を考慮して単年度ごとに策定する「事業実施方針」に基づき、行政運営を進めます。

1-4 計画の対象範囲

本計画の対象分野は、①自然共生、②良好な生活環境、③資源循環、④気候変動、⑤環境保全活動の5分野とし、身近な地域レベルの環境問題から気候変動などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

また、対象とする地域は茅ヶ崎市全域とし、広域的な取り組みが必要なものについては、国、県、周辺市町などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

なお、従来は環境分野のものと考えられなかった課題であっても、環境分野における取り組みが課題の解決に資すると考えられるものについては、本計画の対象に含めて取り組むものとします。

対象分野	対 象 範 囲
自然共生	生物多様性、みどり [※] など
良好な生活環境	公害防止、水循環、環境美化、景観 など
資源循環	要らないものを買わない・断る、ごみの発生抑制*、再使用*、再資源化(4R*)、ごみの収集処理 など
気候変動	省エネルギー*、再生可能エネルギー*、気候変動への対応 など
環境保全活動	環境教育*・環境学習、環境情報、環境活動 など

※ 本計画でいう「みどり」は、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」と同様に、樹林や農地、水辺、海岸、公園、住宅地の庭などと、これらと一体となった生きものの生息・生育環境とします。

1-5 各主体の役割

市民、事業者及び市が、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を創造していきます。

市民

環境問題の解決にあたっては、市や事業者の責任のみでなく、市民一人ひとりが、自らの日常生活の中で取り組んでいくことが重要です。自らが取り組みの主体であることを自覚し、取り組みを推進するための活動に参画することが求められています。

市民は、日常生活の中での環境配慮に積極的に取り組むとともに、市や事業者との連携・協力による環境施策の推進に主体的に参加・協力します。

事業者

市内の事業者は、その事業活動を行うにあたり、地域社会との調和を図るよう努めることが求められています。事業者は、事業活動の中での環境配慮に積極的に取り組むとともに、産業振興と環境保全の両立を目指し、事業活動そのものを環境負荷*低減型へと移行していくよう取り組みます。また、市民や市との連携・協力による環境施策の推進に主体的に参加・協力します。

なお、本計画においては、各主体の役割をより明確化し、それぞれの立場において責任をもった環境保全の取り組みを促すため、事業者については、市民とは別に位置づけることとしています。

市

市は、自らの事務事業における環境配慮に積極的に取り組むとともに、本計画に示す施策の確実な推進及び計画の進行管理を行います。また、市民や事業者との連携・協力による環境施策の推進に必要となる仕組みづくり等の基盤整備を行います。

1-6 計画の構成

本計画は、第1章から第4章までで構成し、第1章に計画の目的と位置づけ、期間などの基本事項、第2章に茅ヶ崎市の環境の現況、前計画の総括評価、計画策定にあたっての課題、第3章に茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像、計画体系、政策目標・政策目標を達成するための施策、第4章に計画の推進体制、計画の進行管理について示しています。

第1章	茅ヶ崎市環境基本計画について	計画策定の背景、計画の目的と位置づけ、期間、対象範囲、各主体の役割などの基本事項
第2章	茅ヶ崎市を取り巻く環境の現況と課題	社会情勢の変化、茅ヶ崎市の環境の現況、前計画の総括評価、計画策定にあたっての課題
第3章	目指すべき環境の将来像と目標・施策	茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像、計画体系、政策目標・政策目標を達成するための施策
第4章	計画の確実な推進のために	計画の推進体制、計画の進行管理